

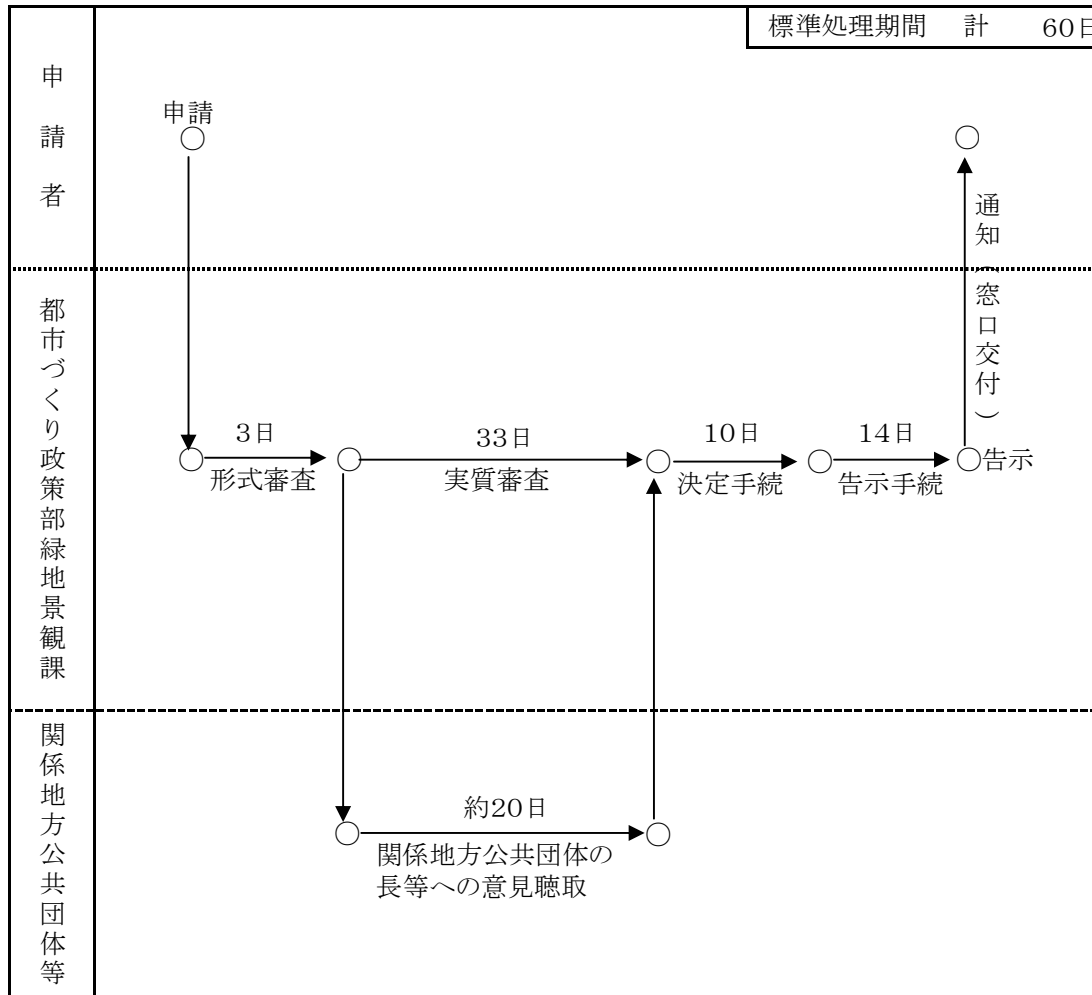
事務処理フロー図

事務名 都市計画法／特許事業者の事業計画の変更の認可(都市計画公園事業)

作成部署 都市整備局都市づくり政策部緑地景観課民設公園計画担当

電話30-291

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	都市計画法第60条による申請書と添付図書がそろい、記載漏れがないかどうか審査します。
2	実質審査	提出された図書に基づいて、事業の公益性及び内容が整備基準に適合しているかどうか、また申請者の資金資力等について審査します。
3	関係地方公共団体の長等の意見聴取	法50条第5項(必要に応じ第6項)に基づき意見を聴取します。
4	決定手続	認可の諾否について都市整備局長が決定します。
5	告示手続	法62条第1項に基づき、告示について、事案決定手続を行います。
6	告示	法62条第1項に基づき、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間等を告示します。
7	通知	申請者に通知します。